

教 育 公 報

三重県教育委員会

目 次

お知らせ	○ 知事及び副知事の給与及び旅費に関する条例等の一部を改正する条例 ……	福利・給与課	1頁
	○ 知事等の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例 ……	福利・給与課	2頁
	○ 公立学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例 ……	福利・給与課	3頁
	○ 公立学校職員の期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則 ……	福利・給与課	4頁
	○ 公立学校職員の退職手当に関する条例施行規則の一部を改正する規則 ……	福利・給与課	5頁

お 知 ら せ

令和元年12月23日付け三重県公報号外に、教育委員会関係条例等が次のように掲載されました。

(教育委員会関係抜粋)

知事及び副知事の給与及び旅費に関する条例等の一部を改正する条例をここに公布します。

令和元年十二月二十三日

三重県知事 鈴木 英 敬

三重県条例第三十七号

知事及び副知事の給与及び旅費に関する条例等の一部を改正する条例

(略)

(三重県教育委員会教育長の給与等に関する条例の一部改正)

第三条 三重県教育委員会教育長の給与等に関する条例(平成十三年三重県条例第六号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(給料以外の給与)</p> <p>第三条 教育長には、前条に規定する給料のほか、通勤手当、期末手当及び退職手当を一般職に属する県職員の例により支給する。ただし、期末手当の額については、給料月額及び当該給料月額に百分の四十五を乗じて得た額の合計額に次の各号に掲げる割合を乗じて得た額とし、退職手当の額については、三重県職員退職手当支給条例(昭和三十九年三重県条例第六十一号)第六条の四の規定を適用しないで計算した額とする。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 十二月 百分の百七十二・五</p> <p>2 (略)</p>	<p>(給料以外の給与)</p> <p>第三条 教育長には、前条に規定する給料のほか、通勤手当、期末手当及び退職手当を一般職に属する県職員の例により支給する。ただし、期末手当の額については、給料月額及び当該給料月額に百分の四十五を乗じて得た額の合計額に次の各号に掲げる割合を乗じて得た額とし、退職手当の額については、三重県職員退職手当支給条例(昭和三十九年三重県条例第六十一号)第六条の四の規定を適用しないで計算した額とする。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 十二月 百分の百六十七・五</p> <p>2 (略)</p>

第四条 三重県教育委員会教育長の給与等に関する条例の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(給料以外の給与)</p> <p>第三条 教育長には、前条に規定する給料のほか、通勤手当、期末手当及び退職手当を一般職に属する県職員の例により支給する。ただし、期末手当の額については、給料月額及び当該給料月額に百分の四十五を乗じて得た額の合計額に次の各号に掲げる割合を乗じて得た額とし、退職手当の額については、三重県職員退職手当支給条例（昭和二十九年三重県条例第六十一号）第六条の四の規定を適用しないで計算した額とする。</p> <p>一 六月 <u>百分の百七十</u></p> <p>二 十二月 <u>百分の百七十</u></p> <p>2 (略)</p>	<p>(給料以外の給与)</p> <p>第三条 教育長には、前条に規定する給料のほか、通勤手当、期末手当及び退職手当を一般職に属する県職員の例により支給する。ただし、期末手当の額については、給料月額及び当該給料月額に百分の四十五を乗じて得た額の合計額に次の各号に掲げる割合を乗じて得た額とし、退職手当の額については、三重県職員退職手当支給条例（昭和二十九年三重県条例第六十一号）第六条の四の規定を適用しないで計算した額とする。</p> <p>一 六月 <u>百分の百六十七・五</u></p> <p>二 十二月 <u>百分の百七十二・五</u></p> <p>2 (略)</p>

(略)

附 則

(施行期日等)

- この条例は、公布の日から施行する。ただし、第二条、第四条、第六条、第八条及び第十条の規定は、令和二年四月一日から施行する。
- 第一条の規定による改正後の知事及び副知事の給与及び旅費に関する条例第四条の規定、第三条の規定による改正後の三重県教育委員会教育長の給与等に関する条例第三条の規定、第五条の規定による改正後の常勤の人事委員会委員の給与及び旅費に関する条例第二条の規定、第七条の規定による改正後の識見を有する者のうちから選任された監査委員の給与及び旅費条例第二条の規定及び第九条の規定による改正後の公営企業管理者の給与及び旅費条例第二条の規定（次項においてこれらを「新条例の規定」という。）は、令和元年十二月の期末手当から適用する。

(期末手当の内払)

- 第一条の規定による改正前の知事及び副知事の給与及び旅費に関する条例第四条の規定、第三条の規定による改正前の三重県教育委員会教育長の給与等に関する条例第三条の規定、第五条の規定による改正前の常勤の人事委員会委員の給与及び旅費に関する条例第二条の規定、第七条の規定による改正前の識見を有する者のうちから選任された監査委員の給与及び旅費条例第二条の規定及び第九条の規定による改正前の公営企業管理者の給与及び旅費条例第二条の規定に基づいて令和元年十二月に支給された期末手当は、新条例の規定による期末手当の内払とみなす。

知事等の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例をここに公布します。

令和元年十二月二十三日

三重県知事 鈴木英敬

三重県条例第三十八号

知事等の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例

知事等の給与の特例に関する条例（平成二十九年三重県条例第四十四号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(目的)</p> <p>第一条 この条例は、県の厳しい財政状況を考慮し、平成二十九年四月一日から令和三年三月三十一日までの間（以下「特例期間」という。）において、知事、副知事、教育長、常勤の監査委員、公営企業管理者及び職員の給与を減額するための特例を定める</p>	<p>(目的)</p> <p>第一条 この条例は、県の厳しい財政状況を考慮し、平成二十九年四月一日から平成三十二年三月三十一日までの間（以下「特例期間」という。）において、知事、副知事、教育長、常勤の監査委員、公営企業管理者及び職員の給与を減額するための特例を定め</p>

ことを目的とする。

(職員の給料の月額及び勤勉手当の特例)

第七条 (略)

2 平成二十九年四月一日から令和二年三月三十一日までの間における職員の勤勉手当に係る規定の適用については、職員の給与条例第二十二條第二項第一号中「百分の九十二・五(特定管理職員にあつては、百分の百十二・五)」とあるのは「百分の八十八・二五(特定管理職員にあつては、百分の百八・二五)」と、「百分の九十七・五(特定管理職員にあつては、百分の百十七・五)」とあるのは「百分の九十三・二五(特定管理職員にあつては、百分の百十三・二五)」と、公立学校職員の給与条例第二十四條第二項第二号中「百分の九十二・五」とあるのは「百分の八十八・二五」と、「百分の九十七・五」とあるのは「百分の九十三・二五」とする。

(任期付職員等の給料の月額及び期末手当の特例)

第八条 (略)

2 平成二十九年四月一日から令和二年三月三十一日までの間における特定任期付職員及び第一号任期付研究員の期末手当に係る規定の適用については、任期付職員条例第五条第二項及び第三項並びに任期付研究員条例第六条第三項中「百分の百六十七・五」とあるのは「百分の百六十三・二五」と、「百分の百七十二・五」とあるのは「百分の百六十八・二五」とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、令和元年十二月一日から適用する。

ことを目的とする。

(職員の給料の月額及び勤勉手当の特例)

第七条 (略)

2 特例期間における職員の勤勉手当に係る規定の適用については、職員の給与条例第二十二條第二項第一号中「百分の九十二・五(特定管理職員にあつては、百分の百十二・五)」とあるのは「百分の八十八・二五(特定管理職員にあつては、百分の百八・二五)」と、公立学校職員の給与条例第二十四條第二項第二号中「百分の九十二・五」とあるのは「百分の八十八・二五」とする。

(任期付職員等の給料の月額及び期末手当の特例)

第八条 (略)

2 特例期間における特定任期付職員及び第一号任期付研究員の期末手当に係る規定の適用については、任期付職員条例第五条第二項及び第三項並びに任期付研究員条例第六条第三項中「百分の百六十七・五」とあるのは「百分の百六十三・二五」とする。

公立学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例をここに公布します。

令和元年十二月二十三日

三重県知事 鈴木英敬

三重県条例第四十号

公立学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

(公立学校職員の給与に関する条例の一部改正)

第一条 公立学校職員の給与に関する条例(昭和三十年三重県条例第十号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(勤勉手当)</p> <p>第二十四条 (略)</p> <p>2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、規則で定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、支給する勤勉手当の額の、次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に掲げる額を超えてはならない。</p> <p>一 前項の職員のうち再任用職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在(退職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、又は死亡した日現在。次項及び附則第十二項第六号において同じ。)において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の</p>	<p>(勤勉手当)</p> <p>第二十四条 (略)</p> <p>2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、規則で定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、支給する勤勉手当の額の、次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に掲げる額を超えてはならない。</p> <p>一 前項の職員のうち再任用職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在(退職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、又は死亡した日現在。次項及び附則第十二項第六号において同じ。)において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の</p>

<p>月額合計額を加算した額に、六月に支給する場合においては百分の九十二・五、十二月に支給する場合においては百分の九十七・五を乗じて得た額の総額</p> <p>二 (略) 3 ~ 5 (略)</p>	<p>月額合計額を加算した額に百分の九十二・五を乗じて得た額の総額</p> <p>二 (略) 3 ~ 5 (略)</p>
---------------------------------------------------------------------------------------------------------	------------------------------------------------------------------

第二条 公立学校職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(勤勉手当)</p> <p>第二十四条 (略)</p> <p>2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、規則で定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、支給する勤勉手当の額の、次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に掲げる額を超えてはならない。</p> <p>一 前項の職員のうち再任用職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在(退職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、又は死亡した日現在。次項及び附則第十二項第六号において同じ。)において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額合計額を加算した額に百分の九十五を乗じて得た額の総額</p> <p>二 (略) 3 ~ 5 (略)</p>	<p>(勤勉手当)</p> <p>第二十四条 (略)</p> <p>2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、規則で定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、支給する勤勉手当の額の、次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に掲げる額を超えてはならない。</p> <p>一 前項の職員のうち再任用職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在(退職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、又は死亡した日現在。次項及び附則第十二項第六号において同じ。)において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額合計額を加算した額に、六月に支給する場合においては百分の九十二・五、十二月に支給する場合においては百分の九十七・五を乗じて得た額の総額</p> <p>二 (略) 3 ~ 5 (略)</p>

附 則

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第二条の規定は、令和二年四月一日から施行する。
- 2 第一条の規定による改正後の公立学校職員の給与に関する条例の規定(次項において「新条例の規定」という。)は、令和元年十二月一日から適用する。

(給与の内払)

- 3 新条例の規定を適用する場合においては、第一条の規定による改正前の公立学校職員の給与に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、新条例の規定による給与の内払とみなす。

(規則への委任)

- 4 前項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、三重県教育委員会及び三重県人事委員会が共同で定める規則で定める。

三重県人事委員会及び三重県教育委員会は、公立学校職員の給与に関する条例(昭和三十年三重県条例第十号)の規定に基づき、公立学校職員の期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布します。

令和元年十二月二十三日

三重県人事委員会委員長 竹 川 博 子
三重県教育委員会教育長 廣 田 恵 子

三重県人事委員会規則 第八号
三重県教育委員会規則 第八号

公立学校職員の期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則

第一条 公立学校職員の期末手当及び勤勉手当に関する規則（昭和三十一年^{三重県人事委員会規則}
^{三重県教育委員会規則}第二号）の
一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(勤勉手当の成績率)</p> <p>第十三条 成績率は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に掲げる割合の範囲内で、県委員会が定めるものとする。</p> <p>一 再任用職員以外の職員 <u>百分の百九十五以内</u></p> <p>二 (略)</p>	<p>(勤勉手当の成績率)</p> <p>第十三条 成績率は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に掲げる割合の範囲内で、県委員会が定めるものとする。</p> <p>一 再任用職員以外の職員 <u>百分の百八十五以内</u></p> <p>二 (略)</p>

第二条 公立学校職員の期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(勤勉手当の成績率)</p> <p>第十三条 成績率は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に掲げる割合の範囲内で、県委員会が定めるものとする。</p> <p>一 再任用職員以外の職員 <u>百分の百九十五以内</u></p> <p>二 (略)</p>	<p>(勤勉手当の成績率)</p> <p>第十三条 成績率は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に掲げる割合の範囲内で、県委員会が定めるものとする。</p> <p>一 再任用職員以外の職員 <u>百分の百九十五以内</u></p> <p>二 (略)</p>

附 則

- この規則は、公布の日から施行する。ただし、第二条の規定は、令和二年四月一日から施行する。
- 第一条の規定による改正後の公立学校職員の期末手当及び勤勉手当に関する規則第十三条の規定は、令和元年十二月一日から適用する。

三重県人事委員会及び三重県教育委員会は、公立学校職員の退職手当に関する条例（昭和三十年三重県条例第十一号）の規定に基づき、公立学校職員の退職手当に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布します。

令和元年十二月二十三日

三重県人事委員会委員長 竹 川 博 子
三重県教育委員会教育長 廣 田 恵 子

三重県人事委員会規則
三重県教育委員会規則 第九号

公立学校職員の退職手当に関する条例施行規則の一部を改正する規則

公立学校職員の退職手当に関する条例施行規則（昭和三十年^{三重県人事委員会規則}
^{三重県教育委員会規則}第一号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(一般の退職手当及び予告を受けない退職者の退職手当の発令手続等)</p> <p>第十条 校長は、条例第二条の四から第六条の五まで、<u>条例第九条、昭和三十三年改正条例附則第二項及び昭和三十七年改正条例附則第六項に規定する退職手当を支給される職員が生じた場合は、次に掲げる書類を県委員会（給与条例第二条第一項第三号及び第四号に規定する職員（以下「市町立学校職員」とい</u></p>	<p>(一般の退職手当及び予告を受けない退職者の退職手当の発令手続等)</p> <p>第十条 校長は、条例第二条の四から第六条の五まで、<u>条例第九条、昭和三十三年改正条例附則第二項及び昭和三十七年改正条例附則第六項に規定する退職手当を支給される職員が生じた場合は、次に掲げる書類を県委員会（給与条例第二条第一項第三号及び第四号に規定する職員（以下「市町立学校職員」とい</u></p>

う。)については、所属の市町の教育委員会を經由の上)に提出しなければならない。ただし、任期を定めて任用される職員のうち、在職期間が一年以上の者にあつては、第二号に掲げる書類の提出を省略することができる。

一〇十六 (略)

2・3 (略)

別表 (第四条の五関係)

イ 平成八年四月一日から平成十八年三月三十一日までの間の基礎在職期間における職員の区分についての表

第三号 区分	(略)
第四号 区分	(略)
第五号 区分	<p>一 平成八年四月以後平成十八年三月以前の公立学校職員の給与に関する条例の高等学校等教育職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が三級であつたもの (第四号区分の項第一号に掲げる者を除く。)</p> <p>二 平成八年四月以後平成十八年三月以前の公立学校職員の給与に関する条例の中学校・小学校教育職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が三級であつたもの (第四号区分の項第二号に掲げる者を除く。)</p> <p>二〇五 (略)</p>
第六号 区分	<p>一 平成八年四月以後平成十八年三月以前の公立学校職員の給与に関する条例の高等学校等教育職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が二級であつたもののうち県委員会が人事委員会と協議して定めるもの</p> <p>二 平成八年四月以後平成十八年三月以前の公立学校職員の給与に関する条例の中学校・小学校教育職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が二級であつたもののうち県委員会が人事委員会と協議して定めるもの</p> <p>二〇五 (略)</p>
第七号 区分	<p>一 平成八年四月以後平成十八年三月以前の公立学校職員の給与に関する条例の高等学校等教育職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が二級であつ</p>

う。)については、所属の市町の教育委員会を經由の上)に提出しなければならない。ただし、一年未満の任期を定めて採用され、又は任用される職員にあつては、第二号に掲げる書類の提出を省略することができる。

一〇十六 (略)

2・3 (略)

別表 (第四条の五関係)

イ 平成八年四月一日から平成十八年三月三十一日までの間の基礎在職期間における職員の区分についての表

第三号 区分	(略)
第四号 区分	(略)
第五号 区分	<p>一 平成八年四月以後平成十八年三月以前の公立学校職員の給与に関する条例の高等学校等教育職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が二級であつたもののうち県委員会が人事委員会と協議して定めるもの又は三級であつたもの (第四号区分の項第一号に掲げる者を除く。)</p> <p>二 平成八年四月以後平成十八年三月以前の公立学校職員の給与に関する条例の中学校・小学校教育職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が二級であつたもののうち県委員会が人事委員会と協議して定めるもの又は三級であつたもの (第四号区分の項第二号に掲げる者を除く。)</p> <p>二〇五 (略)</p>
第六号 区分	<p>一 平成八年四月以後平成十八年三月以前の公立学校職員の給与に関する条例の高等学校等教育職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が二級であつたもの (第五号区分の項第一号に掲げる者を除く。)のうち県委員会が人事委員会と協議して定めるもの</p> <p>二 平成八年四月以後平成十八年三月以前の公立学校職員の給与に関する条例の中学校・小学校教育職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が二級であつたもの (第五号区分の項第二号に掲げる者を除く。)のうち県委員会が人事委員会と協議して定めるもの</p> <p>二〇五 (略)</p>
第七号 区分	<p>一 平成八年四月以後平成十八年三月以前の公立学校職員の給与に関する条例の高等学校等教育職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が二級であつ</p>

	<p>たもの（第六号区分の項第一号に掲げる者を除く。）のうち県委員会が人事委員会と協議して定めるもの</p> <p>一 平成八年四月以後平成十八年三月以前の公立学校職員の給与に関する条例の中学校・小学校教育職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が二級であつたもの（第六号区分の項第二号に掲げる者を除く。）のうち県委員会が人事委員会と協議して定めるもの</p> <p>二 五（略）</p>
第八号区分	<p>一 平成八年四月以後平成十八年三月以前の公立学校職員の給与に関する条例の高等学校等教育職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が一級であつたものうち県委員会が人事委員会と協議して定めるもの又は二級であつたもの（第六号区分の項第一号及び第七号区分の項第一号に掲げる者を除く。）のうち県委員会が人事委員会と協議して定めるもの</p> <p>二 平成八年四月以後平成十八年三月以前の公立学校職員の給与に関する条例の中学校・小学校教育職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が一級であつたものうち県委員会が人事委員会と協議して定めるもの又は二級であつたもの（第六号区分の項第二号及び第七号区分の項第二号に掲げる者を除く。）のうち県委員会が人事委員会と協議して定めるもの</p> <p>三 五（略）</p>
第九号区分	（略）

ロ 平成十八年四月一日以後の基礎在職期間における職員の区分についての表

第一号区分	（略）
第二号区分	（略）
第三号区分	（略）
第四号区分	（略）
第五号区分	一 平成十八年四月以後の公立学校職員の給与に関する条例の高等学校等教育職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が特二級又は三級であつたもの

	<p>たもの（第五号区分の項第一号及び第六号区分の項第一号に掲げる者を除く。）のうち県委員会が人事委員会と協議して定めるもの</p> <p>一 平成八年四月以後平成十八年三月以前の公立学校職員の給与に関する条例の中学校・小学校教育職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が二級であつたもの（第五号区分の項第二号及び第六号区分の項第二号に掲げる者を除く。）のうち県委員会が人事委員会と協議して定めるもの</p> <p>二 五（略）</p>
第八号区分	<p>一 平成八年四月以後平成十八年三月以前の公立学校職員の給与に関する条例の高等学校等教育職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が一級であつたものうち県委員会が人事委員会と協議して定めるもの又は二級であつたもの（第五号区分の項第一号、第六号区分の項第一号及び第七号区分の項第一号に掲げる者を除く。）のうち県委員会が人事委員会と協議して定めるもの</p> <p>二 平成八年四月以後平成十八年三月以前の公立学校職員の給与に関する条例の中学校・小学校教育職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が一級であつたものうち県委員会が人事委員会と協議して定めるもの又は二級であつたもの（第五号区分の項第二号、第六号区分の項第二号及び第七号区分の項第二号に掲げる者を除く。）のうち県委員会が人事委員会と協議して定めるもの</p> <p>三 五（略）</p>
第九号区分	（略）

ロ 平成十八年四月一日以後の基礎在職期間における職員の区分についての表

第一号区分	（略）
第二号区分	（略）
第三号区分	（略）
第四号区分	（略）
第五号区分	一 平成十八年四月以後の公立学校職員の給与に関する条例の高等学校等教育職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が一級であつたものうち県委

	<p>(第四号区分の項第一号に掲げる者を除く。)</p> <p>一 平成十八年四月以後の公立学校職員の給与に関する条例の中学校・小学校教育職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が特二級又は三級であつたもの(第四号区分の項第二号に掲げる者を除く。)</p> <p>二 〃五 (略)</p>	<p>第六号区分</p> <p>一 平成十八年四月以後の公立学校職員の給与に関する条例の高等学校等教育職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が二級であつたもののうち県委員会が人事委員会と協議して定めるもの</p> <p>二 平成十八年四月以後の公立学校職員の給与に関する条例の中学校・小学校教育職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が二級であつたもののうち県委員会が人事委員会と協議して定めるもの</p> <p>三 〃五 (略)</p>	<p>一 平成十八年四月以後の公立学校職員の給与に関する条例の高等学校等教育職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が二級であつたもの(第五号区分の項第一号に掲げる者を除く。)</p> <p>二 〃五 (略)</p>	<p>第七号区分</p> <p>一 平成十八年四月以後の公立学校職員の給与に関する条例の高等学校等教育職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が二級であつたもの(第六号区分の項第一号に掲げる者を除く。)</p> <p>二 〃五 (略)</p>	<p>一 平成十八年四月以後の公立学校職員の給与に関する条例の中学校・小学校教育職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が二級であつたもの(第六号区分の項第二号に掲げる者を除く。)</p> <p>二 〃五 (略)</p>	<p>第八号区分</p> <p>一 平成十八年四月以後の公立学校職員の給与に関する条例の高等学校等教育職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が一級であつたもののうち県委員会が人事委員会と協議して定めるもの又は二級であつたもの(第六号区分の項第一号及び第七号区分の項第一号に掲げる者を除く。)</p> <p>二 〃五 (略)</p>	<p>一 平成十八年四月以後の公立学校職員の給与に関する条例の高等学校等教育職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が一級であつたもの(第五号区分の項第一号、第六号区分の項第一号及び第七号区分の項第一号に掲げる者を除く。)</p> <p>二 〃五 (略)</p>	<p>員会が人事委員会と協議して定めるもの、特二級又は三級であつたもの(第四号区分の項第一号に掲げる者を除く。)</p> <p>一 平成十八年四月以後の公立学校職員の給与に関する条例の中学校・小学校教育職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が二級であつたもの(第五号区分の項第一号に掲げる者を除く。)</p> <p>二 〃五 (略)</p>	<p>第六号区分</p> <p>一 平成十八年四月以後の公立学校職員の給与に関する条例の高等学校等教育職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が二級であつたもの(第五号区分の項第一号に掲げる者を除く。)</p> <p>二 〃五 (略)</p>	<p>第七号区分</p> <p>一 平成十八年四月以後の公立学校職員の給与に関する条例の高等学校等教育職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が二級であつたもの(第五号区分の項第一号及び第六号区分の項第一号に掲げる者を除く。)</p> <p>二 〃五 (略)</p>	<p>第八号区分</p> <p>一 平成十八年四月以後の公立学校職員の給与に関する条例の高等学校等教育職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が一級であつたもの(第五号区分の項第一号、第六号区分の項第一号及び第七号区分の項第一号に掲げる者を除く。)</p> <p>二 〃五 (略)</p>
--	------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

第九号 区分	<p>二 平成十八年四月以後の公立学校職員の給与に関する条例の中学校・小学校教育職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が一級であつたものうち県委員会が人事委員会と協議して定めるもの又は二級であつたもの（第六号区分の項第二号及び第七号区分の項第二号に掲げる者を除く。）のうち県委員会が人事委員会と協議して定めるもの</p> <p>三〇五 (略)</p>
(略)	
第九号 区分	<p>二 平成十八年四月以後の公立学校職員の給与に関する条例の中学校・小学校教育職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が一級であつたものうち県委員会が人事委員会と協議して定めるもの又は二級であつたもの（第五号区分の項第二号、第六号区分の項第二号及び第七号区分の項第二号に掲げる者を除く。）のうち県委員会が人事委員会と協議して定めるもの</p> <p>三〇五 (略)</p>
(略)	

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和二年四月一日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の日前の基礎在職期間にかかる公立学校職員の退職手当に関する条例施行規則第四条の五に規定する職員の区分については、この規則による改正前の公立学校職員の退職手当に関する条例施行規則別表の規定は、この規則の施行の日から令和九年三月三十一日までの間は、なおその効力を有する。
- 3 前項の規定の実施に関し必要な事項は、三重県教育委員会が三重県人事委員会と協議して定める。

発 行
津市広明町13番地 三重県教育委員会